射水市公共施設マネジメントシステム構築業務に係る公募型プロポーザル

実施要領

１　趣旨

　　この実施要領は、射水市公共施設マネジメントシステム構築業務（以下「本業務」という。）の委託業者を、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　本業務の概要

（１）本業務の名称

　　　射水市公共施設マネジメントシステム構築業務委託

（２）業務内容

　　　「射水市公共施設マネジメントシステム構築業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（３）業務委託期間

①　公共施設マネジメントシステム構築業務

契約締結日から平成３１年３月１５日（金）まで

※　できる限り速やかなシステム構築を目指すものとする。

　　②　システム保守料又はシステム利用料

　　　　平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

　　　　※　契約は、１年更新とする。

※　平成３０年度期間中の保守料又は利用料については、システム稼働検証期間として当該料金は発生しないものとする。

（４）提案上限価額

①　公共施設マネジメントシステム構築業務

１０，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　②　システム保守料又はシステム利用料

　　　　１年当たり　２，１００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　※　①には、システム設定、データ入力、データ検証、操作研修等の費用を含むものとする。

　　※　②は、翌年度以降も利用を継続する場合には、提案額の範囲内で契約するものとする。ただし、消費税及び地方消費税の変動があった場合は、双方で協議するものとする。

３　担当部署

射水市企画管理部　人事課　行革推進班

　　　所在地　　〒９３９－０２９４　富山県射水市新開発４１０番地１

　　　TEL　（０７６６）５１－６６１３　内線３２１２、３２１４、３２１６

　　　FAX　（０７６６）５１－６６４７

　　　メールアドレス：jinji@city.imizu.lg.jp

４　参加資格

　　本プロポーザルに参加できる者は、単独企業とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれかに該当していないこと。

（２）本プロポーザルへの参加を希望する書類（以下「参加表明書」という。）の提出日において、射水市競争入札参加資格名簿の業種区分「委託」に登載されていること。なお、射水市競争入札参加資格名簿に登載されていない者が参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請書を参加表明書提出時までに、下記へ提出すること。

申請書類は、射水市のホームページよりダウンロードしてください。

（ＵＲＬ：<http://www.city.imizu.toyama.jp/info/svCtgInfo.aspx?ctgcd=0401>）

提出先

〒９３９－０２９４ 富山県射水市新開発４１０番地１

射水市財務管理部　管財契約課　契約係

TEL：（０７６６）５１－６６１７

（３）参加表明書の提出日から選定結果の通知の日までの間において、射水市入札参加資格停止要領（平成１８年告示第１７４号）に基づく資格停止期間中でないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第４号まで又は第６号の規定に該当しない者であること。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（６）平成２７年度から現在までに、国又は地方公共団体において、「公共施設等総合管理計画策定業務」及び「公共施設再配置計画策定業務」（それぞれ類似業務を含む。）を完了した実績を有する者であること。

（７）平成２７年度から現在までに、国又は地方公共団体において、「公共施設マネジメントシステム構築業務」を完了した実績を有する者であること。

（８）本業務における主任技術者又は担当技術者は、応用情報処理技術者及び認定ファシリティマネージャーの有資格者であること。

（９）プライバシーマーク制度及び情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ＩＳＭＳ）による情報セキュリティに関する資格を有していること。

５　実施スケジュール

　　本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　　目 | 期　　間　　等 | 備　　考 |
| １ | 公募開始 | 平成30年4月17 日（火） | 市HPで周知 |
| ２ | 参加表明書受付期間 | 平成30年4月17日（火）～平成30年4月24日（火）午後5時まで | 持参又は郵送（郵送の場合当日必着） |
| ３ | 質問書受付期間 | 平成30年4月17日（火）～平成30年4月27日（金）午後5時まで | 電子メール |
| ４ | 質問書回答 | 平成30年5月8日（火） | 電子メールにて全社に回答 |
| ５ | 企画提案書・見積書の提出期限 | 平成30年5月15日（火）午後5時まで | 持参又は郵送（郵送の場合当日必着） |
| ６ | 第1次審査結果通知及び第2次審査案内通知 | 平成30年5月22日（火） | 参加表明書提出事業者全員に通知（電子メール及び文書） |
| ７ | 第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答） | 平成30年5月29日（火）（予定） | ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ30分質疑応答15分 |
| ８ | 第2次審査結果通知 | 平成30年6月5日（火）（予定） | 書面にて第2次審査対象事業者に通知※市HPで公表 |
| ９ | 受託候補者と仕様書協議 | 平成30年6月中旬（予定） |  |
| 10 | 契約手続 | 平成30年6月下旬（予定） |  |

６　参加に係る必要書類の提出

　　「４　参加資格」要件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

（１）提出期限

　　　平成３０年４月２４日（火）午後５時までに必着とする。

（２）提出方法

　　　持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前８時３０分から午後５時までとする。

（３）提出先

　　　射水市企画管理部　人事課　行革推進班

　　　〒９３９－０２９４　富山県射水市新開発４１０番地１

（４）提出部数

　　　正本　　　１部（代表者印押印のもの）

　　　副本　　　８部（正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）

（５）提出書類

　　　次に示すアからウの順序でホッチキス留めしたものを提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 名称 | 様式及び添付書類等 |
| ア | 公募型プロポーザル参加表明書 | 【様式１】・代表者印等を押印のこと。 |
| イ | 会社概要 | 【様式２】・様式に示す会社概要を記載すること。 |
| ウ | 業務実績報告書 | 【様式３－１】・公共施設等総合管理計画策定業務に関する契約又は類似業務の契約実績を記載すること。【様式３－２】・公共施設再配置計画策定業務に関する契約又は類似業務の契約実績を記載すること。【様式３－３】・公共施設マネジメントシステム構築業務に関する契約又は類似業務の契約実績を記載すること。 |

（６）参加資格確認結果の通知

　　　参加資格確認終了後、平成３０年４月２５日（水）を目途に、参加表明書に記載のある電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

８　質問及び回答

　　本プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

（１）提出書類

　　　質問書【様式６】

（２）提出期間

　　　平成３０年４月１７日（火）から平成３０年４月２７日（金）午後５時まで

（３）提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送信後、必ず電話にて受信確認すること。

※　持参、口頭又はＦＡＸによる質問は受け付けない。

（４）提出先

　　　射水市企画管理部　人事課　行革推進班

　　　メールアドレス：jinji@city.imizu.lg.jp

（５）回答方法

　　　質問に対する回答は、平成３０年５月８日（火）を目途に、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書により参加資格要件を満たす者全員に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。なお、参加が認められない者への回答は行わない。

９　企画提案書等の提出

　　本プロポーザルに関する企画提案書は、次の方法で提出すること。

（１）提出期限

　　　平成３０年５月１５日（火）午後５時までに必着とする。

（２）提出方法

　　　持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前８時３０分から午後５時までとする。

（３）提出先

　　　射水市企画管理部　人事課　行革推進班

　　　〒９３９－０２９４　富山県射水市新開発４１０番地１

（４）提出部数

　　　正本　　　１部（代表者印押印のもの）

　　　副本　　　８部（正本の写し。正本がカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）

 CD-R　　 １枚（正本のデータをPDF形式で保存したもの）

（５）提出書類

　　　次に示すアからエの順序で製本し、インデックスを付け、簡易なＡ４ファイルで提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 名称 | 様式及び添付書類等 |
| ア | 業務実施体制表 | 【様式４－１、４－２】・契約締結後におけるそれぞれの業務の実施体制（管理責任者、主任技術者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。なお、様式４に加え、業務体制の全体図（任意様式）の提出を可とする。 |
| イ | 企画提案書 | 企画提案書【様式５】及び企画提案書別紙【任意様式】・仕様書の業務内容に掲げる各事項すべてについて、具体的な提案を行うこと。・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。・その他企画提案に当たり独自提案がある場合は、任意の資料を添付することができる。＜作成上の留意点＞※企画提案書は、Ａ４判とし、見やすい文字サイズとすること。また、必ずページ番号を付すこと。※表紙、目次を除いて両面印刷とし、４０ページ以内とする。※Ａ３判の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、Ａ４判２ページ分とカウントする。（Ａ４サイズにゼット折りすること。）※資料は、必要最小限に留めること。 |
| ウ | 業務工程表 | 【任意様式】・Ａ３判１枚に、契約締結後からの契約期間中のそれぞれの業務の工程を記載すること。・本市と事業者の役割分担を明示すること。 |
| エ | 見積書 | 【任意様式】・見積書に記載されている金額の積算内訳を記載すること。・見積書は、消費税及び地方消費税を含む金額とする。・平成３１年度以降のシステム保守料又はシステム利用料は別契約とするが、参考として平成３１年度以降５年間のシステム維持に必要な費用（システム保守料又はシステム利用料等）が年額（税込）で把握できるよう内訳書に記載すること。 |

10　企画提案者の選定方法

（１）第１次審査（書類審査）

　　　応募事業者が３者を超える場合は、市が設置する「射水市公共施設マネジメントシステム構築業務委託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、第１次審査を行うこととし、別紙の「選定審査基準」に基づき提出された書類により、全ての提案者の審査を行い、原則として３者の提案者を、第１次審査通過提案者として選定する。

1. 審査結果の通知

第１次審査通過者には第２次審査の対象である旨を、また第２次審査の対象としない者には選定されなかった旨及びその理由を、電子メール及び文書で通知する。

1. その他

　　　　審査は非公開とする。

審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

11　第２次審査（プレゼンテーション及び質疑応答による審査）

第１次審査通過提案者に対し、次のとおり第２次審査を行い、第１受託候補者及び第２受託候補者を選定する。

1. 日時・会場

平成３０年５月２９日（火）射水市役所　３０１会議室（予定）

（詳細は、別途通知する。なお、順序は参加に係る必要書類の提出順とする。）

1. 所要時間

準備　　　　　　　　　　　　　　５分

企画提案プレゼンテーション　　３０分

企画提案質疑応答　　　　　　　１５分

片付け　　　　　　　　　　　　　５分

1. 内容

企画提案の説明は、企画提案書で行うこととし、追加資料の提出は認めない。パワーポイントを使用した説明も可能とする。ただし、パワーポイントでの表示内容は企画提案書の抜粋として、企画提案書に記載のない表示を行ってはならない。

1. 参加人数

４人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者は、必ず出席すること。

1. 使用機器

プレゼンテーションに必要と思われるプロジェクター及びスクリーンは、市が会場に用意するが、パソコン等の機器は提案者が持参のこと。

1. その他

審査は非公開とする。

審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

総得点が第１位又は第２位であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、第１受託候補者又は第２受託候補者に選定しないことがある。

12　委託予定者の選定

（１）第２次審査の手順

「選定審査基準」に基づき、市が設置する選定委員会において選考する。審査基準の最高得点者から順に第１受託候補者、第２受託候補者となる事業者を委託予定者として選定する。

（２）受託候補者との協議

　　　第１受託候補者は、市と仕様及び価格等の細目について協議するものとする。この場合に、市は必要に応じて第１受託候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとする。ただし、第１受託候補者と協議が整わない場合は、市は、第２受託候補者と協議を行うものとする。

　　　また、提案者が１者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定し、上記協議を行う。

　　　なお、受託候補者は、協議を行う際、プレゼンテーション時の質疑応答において確認された業務内容に関する記録を提出することとする。

（３）選定結果

　第１受託候補者に選定した者にはその旨を、第２受託候補者に選定した者にはその旨と第１受託候補者に選定されなかった理由を、その他の者には選定されなかった旨とその理由を、電子メール及び文書にて通知する。また、審査結果を射水市公式ホームページに掲載する。その際、第１受託候補者及び第２受託候補者については、その名称まで掲載する。

13　契約及び支払方法

受託候補者と協議が成立した後、市と受託者との間で随意契約を締結する。なお、市は、業務完了後、検査を経て、委託料を受託者に支払うこととする。

14　失格となる提案者

　　提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）「４　参加資格」を満たさなくなった場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）審査の公平性を害する行為があった場合

（４）審査員又は関係者に本業務に対する助言を求めた場合

（５）「２　本業務の概要　（４）委託料上限額」を超えた場合

15　本プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

16　辞退届の提出

　　参加表明書の提出後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届【様式７】を次の方法で提出すること。

（１）提出書類

　　　辞退届【様式７】

（２）提出期限

　　　平成３０年５月１５日（火）午後５時まで

（３）提出方法

　　　持参すること。なお、提出は、平日の午前８時３０分から午後５時までとする。

（４）提出先

　　　射水市企画管理部　人事課　行革推進班

　　　〒９３９－０２９４　富山県射水市新開発４１０番地１

17　その他留意事項

（１）本業務における企画提案書の作成、応募、ヒアリング、本プロポーザル等に係る経費は、全て提案者の負担とする。

（２）市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

（３）提出後の提出書類の修正又は変更は、原則として認めない。

（４）応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとするが、採用した提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。ただし、市は、本プロポーザルの報告、公表のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類については、辞退届が提出された場合以外は返却しない。

（５）市は、提出書類等に記載された個人情報は、本業務の受託候補者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しない。

（６）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、射水市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。

「別紙１」

第１次審査　選定審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 審査項目 | 評価項目 | 詳細・着眼点 | 配点 |
| １ | 企業評価（業務履行能力） | 提案会社 | 会社概要に照らし、業務委託先として信頼のおける企業であるか。 | ２０ |
| ２ | 類似業務実績① | 事業者として、平成２７年度以降、国、地方公共団体において公共施設等総合管理計画策定業務又は類似業務の実績があるか。 | １０ |
| ３ | 類似業務実績② | 事業者として、平成２７年度以降、国、地方公共団体において公共施設再配置計画策定業務又は類似業務の実績があるか。 | １０ |
| ４ | 類似業務実績③ | 事業者として、平成２７年度以降、国、地方公共団体において本業務と同種業務（公共施設マネジメントシステム構築業務）又は類似業務の実績があるか。 | １０ |
| ５ | 実施方針 | 本市の公共施設マネジメントに対する状況を踏まえつつ、システム構築に向けた基本的な考え方などが示されているか。 | ２０ |
| ６ | 実施体制 | 業務遂行のための適切な人員配置及び役割分担が妥当か。 | １０ |
| ７ | 業務遂行に必要な技術者としての資格を有し、かつ本業務と同様実務の経験がある技術者が本業務に適正に従事することができるか。 | １０ |
| ８ | 業務工程等 | 適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。工程の詳細スケジュールが適切に示されているか。 | ２０ |
| ９ | 市との役割が明確で、市の負担軽減となるような工夫のある提案か。 | １０ |
| 10 | システム運用方法等 | システムの特徴や概要 | 持続可能で利便性の高いシステムとなっているか、運用コストの削減に繋がる工夫があるか。 | ２０ |
| 11 | 施設データの整備方法 | 仕様書に示される各種データの導入時の移行方法や、導入後の更新登録方法について、適切な提案となっているか。 | ２０ |
| 12 | システムの拡張性 | 導入後の機能拡張の考え方、法制改正時の対応、サーバ機器の拡張性等、適切な提案となっているか。 | １０ |
| 13 | 情報セキュリティ | 情報セキュリティ対策 | システム操作時の認証方法、アクセス権限、アクセスログ等の制御方法、サーバのセキュリティ対策等、全般におけるセキュリティ対策に配慮がされているか。 | １０ |
| 14 | システム機能要件 | 共通機能 | 本市の提示した仕様内容の達成度、操作性、デザイン性、システム導入の効果及び提案内容の独創性があるか。 | ３０ |
| 15 | 施設情報データベース（施設台帳）の管理・更新機能 | 本市の提示した仕様内容の達成度、操作性、デザイン性、システム導入の効果及び提案内容の独創性があるか。 | ２０ |
| 16 | 施設別カルテ自動作成機能 | 本市の提示した仕様内容の達成度、操作性、デザイン性、システム導入の効果及び提案内容の独創性があるか。 | ２０ |
| 17 | LCCシミュレーション、平準化機能（施設別中長期保全計画に資する表・グラフの作成機能） | 射水市の提示した仕様内容の達成度、操作性、デザイン性、システム導入の効果及び提案内容の独創性があるか。 | ２０ |
| 18 | 施設運営評価及び施設間比較・分析機能 | 本市の提示した仕様内容の達成度、操作性、デザイン性、システム導入の効果及び提案内容の独創性があるか。 | ２０ |
| 19 | その他将来提案 | 仕様に含まれない内容で将来提案がある場合は、提案内容の有効性、独自性及び将来性を評価する。 | ３０ |
| 20 | 運用サポートサービス | サポートサービス | 操作研修や操作マニュアルが充実しているか。 | ２０ |
| 21 | 保守運用管理サービス | 保守運用管理の考え方やサポート体制 | 保守サポートの体制や手厚さ、管理手法やルール等、安心して利用できる工夫があるか。 | １０ |
| 22 | 平常時の対応 | 平常時の対応が充実しているか。 | １０ |
| 23 | 障害発生時の対応 | 障害発生時の対応が充実しているか。 | １０ |
| 24 | 価格 | 見積金額 | 見積額（税込）は、企画提案内容を勘案して妥当であるか。 | ３０ |
| 合　　計 | ４００ |

「別紙２」

　　　第２次審査　選定審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 審査項目 | 評価項目 | 詳細・着眼点 | 配点 |
| １ | 企画提案書の説明 | 実施方針 | 実施方針が委託目的に則した内容となっているか。 | １５ |
| ２ | 公共施設マネジメントシステムの基本性能について | 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成30年2月27日改訂）」、「公共施設白書」等を踏まえたシステム構成であり、今後の公共施設マネジメントに有効なシステム内容となっているか。今後の公共施設マネジメント及び公共施設の再編方針に関して本システムの具体的な活用方法についての提案となっているか。 | ２０ |
| ３ | その他の有効な機能について | 提案のシステムが、効率的に業務を行うための機能性・有効性を有しているか。また、明確な論拠に基づいた将来課題をとらえた有効な機能となっているか。 | ２０ |
| ４ | システムデモンストレーション |  | システムの実装内容及び活用方法が明確であるか。 | ２０ |
| ５ | 全庁的な情報管理・情報共有及び内部管理への活用が可能なシステムとなっているか。 | ２０ |
| ６ | プレゼンテーション全般 | 信頼性 | 課題を的確に捉え、分かり易く、説得力のあるプレゼンテーションであるか。 | ２０ |
| ７ | 実現性 | 知識・経験に基づいた実現可能な提案であるか。 | ２０ |
| ８ | 取組姿勢 | 本業務に対する取組意識が高く、熱意が感じられるか。 | ２０ |
| ９ | 独創性 | 新公会計制度や固定資産台帳等との総合的かつ効果的な連動の観点から、仕様書にない独創的で具体的な提案がなされ、それらが実施可能であり、有益な提案であるか。 | ３０ |
| 10 |  | 質疑応答 | 質問に対する応答が、明快かつ迅速で、内容が的確であるか。 | １５ |
| 合　　計 | ２００ |